

社会政策理論の盲点：大河内教授「労働保護立法の理論に就て」への反省

フジサキ, ヒデオシ / 藤崎, 英義 / FUJISAKI, Hideyoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

1

(開始ページ / Start Page)

58

(終了ページ / End Page)

75

(発行年 / Year)

1954-01-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017333>

社會政策理論の盲点

——大河内教授「勞働保護立法の理論に就て」への反省——

藤 崎 英 義

序 言

標題に示している通りこの小論に於ける考察は殆ど大河内教授の「勞働保護立法の理論に就て」のみに限られる。教授の他の勞作は當面の必要に迫られない限り取り上げない。これは紙數が限られている事にもよるがそれ以上にこの論稿の有する意義の爲である。

この論稿に於いて教授は極めて獨創的な考え方を押し進め、從來の社會政策に對する傳統的な解釋に叛旗を翻えされたのだが、その積極的な理論内容は劃期的な業績であり、この論稿を樞軸として社會政策理論はいわばコペルニクスの轉換を遂げたと云つても過言ではないだろう。以後、教授の理論は社會政策全理論の中樞に位し、社會政策に關する諸理論

は何等かの意味で等しく影響を受けて來、又受けている。教授の理論をめぐつてその批判及反批判は戰前より行われて來た所だが、殊に戰後、諸理論は寧ろこの様にして展開されて來たと云える。そしてこの事自體が、教授の理論の中に問題を與えられていると云う意味に於て、その依然たる位置を示す證左となつている。又批判自體も教授の理論より思わざる影響を受けていることも極めて多い實狀である。この様な教授の理論、所謂、「大河内理論」の現在も變る事なき骨格を成しているのが、この「勞働保護立法の理論に就て」である。換言すれば教授の理論の骨格は積極的な理論内容を持つものとしては教授の最も初期の勞作であるところの本稿に於て既に完成されているのであり、爾後はその部分的發展、肉づけに他ならない。このことは又教授の理論が極めて精緻な

論理によつて組立てられており、一つの内容は続く内容と整然たる因果の環によつて結ばれているためである。逆に考えれば、若し教授がその理論の修正又は轉換を計るとすれば初發點より之を行わざるを得ないのである。この様にして本論稿は教授の理論の集約された内的構造を示している。以上の様にその有している極めて重要な意義が本稿に立ち戻つてその理論内容を反省する理由である。

扱つて具體的内容の検討に入る前に大河内教授が本論稿によつて表明された社會政策理論の基本的な方向を見よう。

前述の様にこの論稿は傳統的解釋に對する批判の積極的な結晶と云えるのだが、その主要點は以下の點にあつた。

傳統的な考え方では社會政策を以て資本制に對するものと解釋していた。傳統の主流たる講壇社會主義の社會政策理論では社會政策の本質を資本主義の生む諸社會惡の矯正者として之を資本制機能の現象面に對置して考へていたのであるし、又社會政策は社會主義となす従前の主張では社會政策を以て資本制そのものに對置していた。

教授の對立點、傳統に對する袂別は根本的にはこの點におかれる。すなわち社會政策は本質的には資本制に對立するものとして解釋される可きでなく、内面的に資本制に繋るものとして觀察される可きものとされたのである。それは以後の、又

現在の社會政策理論の方法となつているのみならず、又この事によつて始めて社會政策理論は眞實に經驗的な社會科學としての基盤を得たのである。

教授は更に社會政策は資本制機構を維持、強化する政策として右の内的連繋の意味を積極的に解釋された。二者の連繋の意味に對する積極的な解釋も現在の社會政策理論に對し廣汎に強い影響を與えている。

此の様な資本制に内面的に繋るものとしての社會政策は資本制の如何なる面に繋るものであろうか。その連繋點は何處なのであろうか。

教授はこれを資本制の經濟面であるとされた。當然なことながら社會政策が資本制經濟に繋るものであると云うことに就いては現在の理論は一致している。

教授は更に進んで社會政策は經濟政策の一分枝なりとされた。これは教授の理論の特色となり、本論稿以後もこの點は益々明瞭化され社會政策の本質としては他の面は捨象される。

(本稿は筆者個人にとつても特別の意義がある。筆者が學生の頃始めて社會政策理論の參考書としてひもどいたのも本稿であつた。この意味では社會政策の何たるかを始めて教授によつて教えられたのであつた。當時を感謝の念を以て偲びつゝ又本稿の果した又果している意義に想をひそめつゝその具體的検討に入り度い)

第一節

既述の様に、又この教授の論稿の冒頭、旗幟に表明される様に、傳統的解釋と異り表面に現れた現象にではなく内側を目を向けようとされた事は、教授の獨創性の豊かさと觀察の鋭さを示し、以後の社會政策理論の方向を決定したものであつたが、一方また社會政策は勞働の周邊を展開の場とするとは云うをまたない。内面に對する觀察と云う方法と右のととを併せ考へるとき、教授にとつて社會政策理論を展開する足がよりは、當然には正しくも資本制勞働關係の分析であつた。この様な方法によつて社會政策理論は始めて眞實に經驗的な「學」としての具體的な足がかりを持つこととなつたのである。

教授は本稿で資本制勞働關係について、それは雇用者、被用者の二者間を結んでいた人格的、人間的關係ではなく貨幣的關係、更には資本關係であること、つまり勞働力は商品化されてゐる事實を指摘される。この様な特徴的な資本制勞働關係を社會政策とかゝわらしめて把握するに當つて教授は商品化された勞働力を取り出された。そしてこの勞働力と云う商品の特殊性に立論の基礎を置かれたのである。

扱つて教授が立論の基礎とされた勞働力と云う商品の特殊性

とは如何なることか。云う迄もなく勞働力はその消費の際、生ける人間、勞働者と切り離し得ないと云うことである。従つて當該勞働力についてのみ云へばその消費には制約がある。この制約を教授はその理論の積極的展開への足がより、立論の最も重要な基礎とされたのである。要約すれば教授によると社會政策は、資本制經濟に於ける、斯かる制約による勞働力充用に對する制限の表現であると云い得る。

然し乍ら、より慎重に考へればこの様な勞働力消費についての制約が存在すると云う命題が恒に妥當するのは、勞働力の販賣者側に立つて見た場合であり、教授の様に購買者側に立つて見た場合は、當該勞働力、購買した勞働力所與量、すなわち、勞働力の量を一般的にみないで孤立的に、個別的にみた勞働力、現實には個別量と雖も一般量とは切り離し得ずこの中に還元されるゆゑ抽象的な個別量としての勞働力、云いかえれば代替を考へないと云う重要な條件付きで考へられた勞働力に於ける場合のみである。

教授はこの様な制約的な條件を顧慮することなく、その命題を寧ろ逆に勞働力全般、一般量としての勞働力、勞働力總量に對する充用上の制限に直接結びつけられた。この端緒における飛躍は所謂大河内理論の重大な缺陷を結果する。個別的に考へられた勞働力に對する右の制限を勞働力總量にその

まゝ結びつける爲に、後に見る様に教授は「總資本」と云う特殊な概念を考案されざるを得なかつたのである。又岸本氏が指摘する理論的矛盾は既に此處に見出される。

教授は更に考を押し進めて、この様な制限を二つの面に分ける。そして

『第一は労働者をその自然的存在に於て考えた場合、それに對する自然的生命乃至はその生理的存在の維持の必然性と云うことである。この必然性は………一晝夜二十四時間中、一定時間の睡眠、食事並びに休息の時間を與ふることの絶対不可避なることに於て表現されている。……第二にかゝる意味に於ける労働力充用上の制限の必然性と並んで、労働者の社會的存在より來る制限が考えられねばならない。労働者は單に右の如く自然的生活の停滞的な且つ無意識的な反復に於て在るのみではなく、之を全體として見るならば、同時に常に社會的な存在、とりわけ文化的存在者であつて、資本制經濟の發展に伴つて益々かゝる性格のものであることを、明瞭にし、かゝる資格に於ける存在の保證を要求するに至る。此處では以前の生理的原因是社會的原因となり、労働力の充用に於ける「道德的限界」が問題となるのであつて、第一の場合に在つては單なる自然的生命の反覆、再生産の保證に過ぎなかつたものが、此處

では一の社會的存在乃至は文化的存在の保證として要請せらるゝに至るものであるが、その程度は専ら當該國の經濟的發展の程度、社會的勢力關係の如何、或は慣習その他一般文化のおよび自然的諸條件により定められる。』(大河内教授、「社會政策の基本問題」二四二—三頁)

とされる。此はこゝに引用した限りではマルクスの

「この(労働日の—筆者)最大限度は二重に規定されている。第一には労働力の肉體的な限度によつて。人間は、二十四時間からなる一自然日の間には、ある一定分量の生命力しか支出できない。たとえば馬は日々八時間しか労働しえないようなものである。一日の或る部分のあいだ(労働)力は休息し、睡眠せねばならず、また他の部分のあいだ、人間は、食事し、沐浴し、衣服をつける等々と云うような他の肉體的諸欲望を充たさねばならぬ。かゝる純粹に肉體的な限度を別としても、労働日の延長は道德的な諸限度にぶつかる。労働者は精神のおよび社會的な諸欲望——それらの範圍および數は一般的な文化状態によつて規定されている——を充たすために時間を要す。だから労働日の變化は肉體のおよび社會的な諸限度の内部を運動する。」

〔長谷部譯、資本論、第一卷、第二分冊、一七八頁〕

と述べたのと符合する。

教授は資本制労働關係の中より労働力と云う商品の特殊性を抜き出して之を立論の基礎とされたことに就いては先に述べたところであるが、具體的に云えばこのマルクスの表現によつてその立論の基礎を着想されたのであろう。何れにしても右の「二個」の限界は教授の理論にとつて根本的な重要性を持つことは云うまでもない。それは教授の全理論の形式と内容とを規制している。

形式について云えば、周知の様に又後述するように、教授の理論體系は此等の限界に基いて二つの構成部分より成つてゐる。つまり「生理的限界」に對應するものとして工場立法が、又「道德的限界」に對應するものとして所謂「解放立法」、「産業平和策としての社會政策」が割當てられる。なお別に右の各制限の下方に教授は更に特定概念を設けている。すなわち前者の制限に對應するものとして「自然的存在としての労働者」、後者に對應するものとして「社會的存在としての労働者」が（この様な概念がおかれる意味も後にふれる）。

この様にマルクスの言及よりとられた「二個」の限界は教授の立論の形式および内容を規制する立論の中心に在る基礎なのだ、マルクスのこの表現がこのような位置のものとして表現されたのか、従つてマルクスの側から云えばこのような位置づけが妥當するかと云う點については問題がある。

我々が先に教授の論理とマルクスの表現とを照應させたとき、注意深い讀者は既に氣がついたことと思われるが、實を云うと教授の側の獨得な考え方とマルクスの教授に一致しない表現とを除いて符合させたのである。教授獨特な考え方は後にふれるとして、マルクスの前述の引用文は次の様に續いている。

「だが、この二つの限度は甚だ伸縮自在なものであつて、變動の余地が極めて大である。かくて吾々は、八時間、十時間、十二時間、十四時間、十六時間、十八時間の、すなわち極めて相違つた長さの、諸労働日を見出す」（前掲長谷部譯資本論同頁）

と。

このような考え方は既述のマルクスの表現に對する教授の理解および利用の仕方にとつては甚だ迷惑な蛇足である。何となればマルクスの述べた「限度」を、直接、資本の労働力充用上の制限とし、社會政策の基礎となすその理論にとつては、この「限度」がこのような不安定なものであつてはその役に立たぬからである。教授は戦後の論稿で次の様にマルクスの表現を訂正されている――

「……労働日は、本來決して「伸縮自在」のものではなく、その最高限は労働者の「物理的限界」によつて、そ

してその最下限は労働階級の文化的並びに社会的存在としての成熟や自覚やそれに伴う要求によつて、一應客観的に與えられた大きさ』

なのであると。(傍點筆者、「社會政策と階級闘争」、經濟評論昭和二四年五月號一三頁)

然しこの教授の言明を俟つまでもなく、既に、教授が先に述べた「限界」をそのまま労働力充用上の制約と結びつけ、社會政策の基礎としたこと自體、斯かる「限度」を固定的なものと考え、又、更に重要なことだが、このことから資本にとつてアプリアリなものと考え、マルクスの意圖する所と異つてその表現を借用されたことを意味する。教授がマルクスに納得し難いと思われる事實を裏返して云えば、マルクスは斯かる不安定な「限界」を社會政策の基礎とはしていないと云うことである。

このことを更に掘り下げて考えて見よう。マルクスの既述の表現は實は「労働力」を販賣した者の權利、その相手方に述べる主張の根據として云われたものであつた。それが労働力購買者(資本)の要請でないのみならず、斯かる「労働力充用上の限界」を内容とする労働力販賣者の權利に對しては、購買者は購入商品の處分自由を内容とする權利を眞向か

ら對立的に持つ。前者の權利は後者の權利と並び存し、一方が他方を包攝するものではない。それにも拘らず、資本による労働力充用上の制限はどうして起るかと云う問いこそ正しい問いの發し方であり、この中にこそ社會政策の本質を探る鍵があつたのである。

既述の労働力の限度はそれ自體にとつてアプリアリなものであり、又それと切り離し得ぬ固有な絶對的なものであるが、資本にとつてはそうではない。従つて労働者にとつても、労働者がアプリアリにこの様な權利を持つていと云う事だけでは、權利證書を筆筒の中に藏い忘れていただけでは、相手方の權利の行使によつて蹂りんされて了う。マルクスはこの様に表現しているのである。

教授の場合は之と異なる。教授は、労働力は資本の生存の爲の條件であり、而も労働力には限度があると云うことから、マルクスの云う労働力の限度を資本にとつても、客観的な絶對的なもの、アプリアリなものとし、之を社會政策の基礎とされた。教授はいはば教授と異なる石すえより成るマルクスの高層建築の表面の一かけらをかすめとつて自らの石すえとされたのである。

我々がマルクスの言及と符合させたとき、一時、省いた教

授獨特の考え方を記すと

「……………この（肉體的限度の——筆者）必然性は、個々の經營を對象とし、専ら私經濟的考量より考へても、一晝夜二十四時間中、一定時間の睡眠、食事並びに休息の時間を與ふることの絶対不可避なることに於て表現されてゐる。また之を單なる個別資本的問題より國民經濟的な問題に移すならば、即ち勞働力を全體として、即ち國民經濟に不斷に所屬する勞働力の總提供量として捉へるならば……：個別經營の立場に於けるよりは一層立ち至つた制限を必要としなければならぬであらう。」（傍點筆者）と云うことである。

この中に、勞働力の限度を資本にとつてのアプリオリな絶對條件とされていること、この限度が資本にとつても必要なのは勞働力の抽象的な個別量に對してのみであるゆゑ、云いかえれば、抽象的な個別量に對する制約を勞働力の一般量（既述のように現實の個別量は一般量と切り離し得ず、一般量に還元される）及び總量に飛躍して結びつけておられることを明瞭に見る。

又「個別資本」、「總資本」による區分の伏線が置かれてゐる事にも注目される。「總資本」と云う概念は既述した様

に又後に検討する様に、以上の飛躍に架ける橋として考案されざるを得なかつた概念である。

以上見て來た所で明らかなき様に本稿の立論の基礎となる方式は頗る簡單である。

勞働力の限界——勞働の抽象的個別量充用上の制約——勞働力の一般量及び總量に對する充用上の制約

と云う方式によつて示され得る。教授にとつては後は此に資本制に於ける意味を附加する丈で良いのである。然し社會政策を果して斯の如く簡單に處理して了うことが出來ようか。

實を云うと今迄述べて來た様に

勞働力の抽象的個別量充用上の制約——勞働力總量充用上の制約

と云う方式は成立しない。再びくり返して云えば、勞働力に限界があり而も勞働力は資本存命の爲の必須條件であるゆゑ、個別的に取り上げられた勞働力を繼續して充用する爲には、その再生産を維持しなければならず、此の爲には資本の側より見てもその充用には限界のある事は確かである。然し乍ら勞働力の一般量（の中の個別量）を取り上げる時、代替が不可能という特別の條件をつけない限り、磨滅した勞働力は新規の勞働力ととりかへることが出來るのであつて、その意

味でかかる限界は存在しない。このことを國民經濟の立場、資本總量にあてはめても事情は全く同じである。と云うのは資本の總量の需要するのは恒に勞働力の相對量であつて、勞働力の總量としての絶對量ではないからである（勿論、大河内教授の、獨自な判斷と能動性とを有する、「總資本」と云う概念は、その限り、資本總量の謂ではない。然し勞働力總量に對する勞働力充用上の制約の成立に對する理由が奪はれるとき、同時に「總資本」の成立根據も、此の概念の利用價値も奪はれる）。

前述のように、岸本氏が指摘される資本制經濟における産業豫備軍の累増と教授の理論との矛盾は、端緒に於て教授の立てられた方式の中に既に見出されるのである。

第二節

だが、我々は無駄な饒舌をして來たのではないか。價值増殖過程にあつては、商品勞働力とはその充用者の目が勞働力そのものに向けられるのではなく、専ら剩餘價值に向けられる商品なのであると云う事の中に、外部的障害のない限り、既に本來的に勞働力の代替性が豫想されているのではないか。同じ對象を、本稿に於ける又「大河内理論」に於ける立論の根據を、更にその根底より掘り下げて見よう。かくする事

亦はその基礎に於ける論理的缺陷のよつて來るところのみならず、その發展における爾餘の多くのことを語つてくれるだろう。

教授は勞働力の商品性と云う正に資本制における特徴的事實を足場とし、その内より商品（勞働力）が人格、その肉體と結合して切り離し得ぬと云う特質を抽出し、これを總體としての商品勞働力充用上の制約を説明する鍵とされようとしたのであつた。教授が勞働力の商品化と云う如き正に資本制の特徴的な事實に據らうとされた事はただしく、この様な方向によつて、資本制に於ける政策、資本制と内面的に繋りを持つ政策としての社會政策を開明する社會政策理論は既述の様に初めて科學的根據を得るのである。勞働力の商品性から説き起され、ここから取り出された勞働力の限界は價值とも繋りがある様に見え、教授の理論はこの様な脚光を浴びているかの如き粧いを以て現れる。

例えば岸本氏は本稿について

『大河内教授は商品勞働力の價值を規定することによつて、資本による勞働力充用上の制約——限界のなかに社會政策の「經濟的必然性」を見出された……商品勞働力の分析、即ちその價值規定から始められることによつて、社會政策の正しい科學的な方法論の上に立たれたのであ

る』

と繰り返し強調され、又、教授が労働力の價值規定から出發された意義を更に説かれている。この事が我々の引用した箇所を指していることは、同じくその箇所を引用して之に付き

『大河内教授はこの様に労働力の價值規程を行われ、ここから社會政策の資本制經濟に於ける「經濟的必然性」を導き出されたのである』

と再度強調されていることで明かである（岸本英太郎、「社會政策の根本問題」、一三一—一三三頁）。

「大河内理論」が労働力の價值規定を根據としていると云うことに就いては、労働力消費制限と云う規定が左の様な抽象規定であると云うことを充分認識されている岸本氏ですら當然なことでとされている。一般にこれに疑をさしはさむ者はない。

然し、果してそうであろうか、結論から云えば否である。教授が、社會政策にとつて歴史的には端緒的に、論理的には基礎的なものとされる工場法成立に對して導き出された「商品労働力の消費に關する制限」は、實は労働力の充用者にとつては、労働力の代替が困難な場合、何時の時代にも規定となる所の、資本制とは直接縁のない超資本制的抽象規定である。労働力が自由労働者になわれようと奴隷に又農奴に

なわれようと右のような場合は斯かる規定は存在する。寧ろ労働市場が確立せず、労働力の提供が固定していた間は、その限りに於て斯かる規定はより生きていたであらう。

何故に労働力の商品性と云う事實に據つて取り出された規定が、かかるものとなつたのであらうか。

それは、教授は労働力の商品性より、進んで商品としての労働力に着目し、この點に於ける特質としての上記の制約を抜き出されたのであるが、この過程に於て、労働力の商品性と云う性質そのものの、労働力の商品化と云う事實そのものは置き忘れられた事による。このことは教授が如何に労働力の商品性につき云々され強調されようとも、又労働力の前に如何に「商品」と云う定冠詞を忘れずに付け加えられようとも變らない。必要なのは具體的に社會政策を資本制労働關係に拘らしめた際、社會政策理論の中へ労働力の商品化している事實、商品性の意味を取り入れる事であつたのである。

もとより教授が労働力商品化の事實、商品性そのものを念頭より去られたわけではない。資本制労働關係に社會政策を拘らしめられ乍らも、それを飛び越えられた理由は次の様な錯覺に基く。教授は「社會政策の形而上學」に於て明瞭に次の様に述べられている。

『社會政策の科學的取扱いにとつて重要な事實は、人格

的なるものが「労働力」として商品化したと云う點にあるのではなく、商品的價值評價を興えられている生産要素たる「労働力」の現實的擔當者がまさに生ける人間であり人格的存在であるという點に存しているのである。」

とされ、労働力の商品化に基くことは「資本制經濟の歴史的發展に對する倫理的價值評價に導き」、「近世的賃銀労働の歴史的生成に對する超越的批判とそれへの反抗」であると烙印を押され、これと、「此の生産要素（労働力―筆者）の被る資本制的存在様式の含む矛盾の裡から社會政策の經濟的必然性と、従つてまた社會政策論の本來の課題を求めようとする」立場、「賃銀労働關係そのものに含まれる矛盾の内在的批判とそれの分析とは、全く異なる二箇の秩序に屬する問題である」と結論づけられた。更にこの點が「此處から社會改良主義的道義論を導き出すか、或は社會政策と資本制經濟との機構的關連を分析するに至るかの分岐點」（前掲「社會政策の基本問題」九二―九三頁）であるとされて了はれたのである。

労働力の商品化への考察即歴史的な倫理的價值評價へ導くとされた所に我々は教授の理論が講壇社會主義を主とする批判の中に脱皮された痕を見出すことが出来る。教授が講壇社會主義の誤謬、非科學性に對して果された功績の眼目が、同

時に亦、不幸にも教授が労働力の商品性ではなく、「商品労働力の特質」より出發された理由となつて了つた。云うまでもなく労働力商品化に對する分析が必ず講壇社會主義流の「歴史的」「倫理的價值評價」「超越的批判」に導く事にはならない。二者の間には何等の必然的連關も存しない。労働力の「商品化」に對する浪漫主義的價值判斷を排する餘りに教授は労働力が商品化していると云う事實そのものへの觀察、労働力の商品性への考察をも同時に社會政策の理論の外え押し出して了はれたのである。寧ろ逆の考え方がなされる可きであつた。

労働力と云う商品は他の商品と異なる特殊性を持つていても拘らず、又商品として他の商品と異なる一般性を持つてゐる。前者は後者に立脚してのみ他の商品と異なる特殊性、「特質」たり得るのであり、又始めて労働力が「まさにその商品性を貫くための矛盾」を看取出るのである。之を飛躍することこそ「超越的」、超資本制的内容とならざるを得ない。教授の理論が、労働力が商品化していると云う事實、商品性を看過したときより、振り出しに戻らざる限り、斯かる方向に向はざるを得ない宿命を持つものとなつた。

振り返つてマルクスよりの前記引用を見るに、マルクスのこの労働力充用上の原理は價值増殖過程にも單純な、超資本

制的な、労働過程にも通用する原理である。と云うことは前者より切離せば労働過程の原理としてのみ残ると云うことである。換言すれば労働力充用上の制限はこの事だけを取り出せば、少くとも労働過程の原理であり、価値増殖過程のそれではないと云うことである。

労働過程に於て「労働力充用上の制限」とはどう云う意味であろうか。この場合右の制限は他人の労働力を対象としてゐることは云う迄もない。つまり右の労働過程とは他人の労働力を使用する——勿論その対象は労働力であつて、その生産物ではない——労働過程である。この様な場合他人労働力自身が——その労働者の立場から云えば労働の主體であるに拘らず——使用者側から見れば専ら生産力を生む使用価値として客體化し、一つの労働手段と見なされる側面をも持つ事が出来る。この様な場合は、亦、他人労働力を生産の観点から、恰も機械の使用の仕方にも限度があり、消耗の補填及改良が必要とされるのと同じ様に、その労働力の充用に制限が必要であり、それを維持し、又その質を高める必要が生れるのである。かかる規定は鉄の手入れがさうである様に超歴史的规定である。マルクスの言及をこれだけ抜き出せば労働過程上の規定となり得ることは、この制限規定を指して、彼がそれは「馬は日々八時間しか労働し得ないようなものである」

と述べているのでも明かである。このようなものとしての規定が商品労働力の價值規定となるのは労働力の商品性を前提として始めてそうなるのである。

自らの爲、森林を伐採し、耕地を開墾し、家を建てつつあつたロビンソン・クルーソーは土人を追い拂つて、まさに喰はれようとしていたフライデーを得て、之を共に働かせた。この場合、原著の牧歌的調子を變えて、フライデーをして、その生殺與奪の權をクルーソーが握る所の、原始的な戦勝奴隸としても、クルーソーは彼を二人分も三人分も働かせ、オバーワークさせることは出来ない。何となれば彼の手にしてゐる斧の出す以上の生産力を失うことであるから。この斧や小刀は彼が自ら苦心して作つた得難い道具であり、その手入れを怠らないが、これと同じような配慮が従つてフライデーにも加えられる。この配慮はクルーソーの労働過程に屬する事柄である。又砂漠の上を鞭の下に、ピラミットを築くべく石を荷つていた古代埃及の奴隸が、牛や馬と同じ單なる運搬手段以上を出なかつたとしても、若し奴隸の獲得がたやすいのでないならば、牛や馬に對するようなその労働力再生産に對する使役上の配慮が必要であつたらう。

以上極端な場合を抽象して見たのであるが、我々はただ大河内教授の「商品労働力充用上の制限」がこのような場合に

も通用し得ると云うことを明かにすれば足りる。ただこのような場合に注目す可きことは労働力に對する配慮は道具の入れや機械に對する點檢、注油、磨滅部分の取りかえ、修理と結局同じことを意味すると云うことである。

大河内教授が資本制労働關係よりその特徴的な規定として取り出した所のもの、その「労働力保全」の原理の基底となつている所のものは、實はこの様な抽象的な労働過程上の原理であつた。このことは本稿での以下の見地によつても明らかである。

『統一國家（國家は教授の上記「労働力保全」の原理を要請する「總資本」の代行者として、之を適用する者。この様な意味では社會政策の主體とされる——筆者）が資本制産業の確立發展を「産業立國」（すなわち一國の生産力を高める——筆者）と云う見地より指導するにつけては、「労働力」素材保全上に於ける合理的配慮を必要とすること、恰も個別經濟に於ける機械取扱上の合理的配慮と同様でなければならなかつた。すでに近代經濟に於ては、人間は、労働者としてではなく「労働力」として……人格としてではなくかえつて生産要素として、取扱われる以上、少くとも生産資本の一部分たる「労働力」の保全に相當する合理的考量が要求されねばならないであらう。（我々は例えば、他の生産資本たる機械に對する

注油や掃除によつて、その「濫用」を防ぐことが機械取扱上「合理的」であることを想起すれば足りる——教授の註）（前掲二七四—五頁）

教授の理論が「生産力説」「素材主義」の偏向を持つとは批判されている所だが、これを掘り下げて見れば教授の立論の根據が「價值規定」ではなくて労働過程上の原理であつたこと、さらにそのみなもとは教授の理論では労働力の商品性が無視されて了つたことにあるのである。それはまさに「分岐點」であつた。労働力の商品性より切りはなされた「特質」はもはや商品労働力とは縁がない。斯くして教授の取り出された「特質」は資本制に於ける意味では死んだものとして手に残つたのである。教授の「價值増殖過程」に對する輕視への批判は根本的にはこの點に對して云われなければならぬ。また

「資本にとつての労働力の保護の要素は相對的である。……労働力の保護が生産にとつて無條件的な絕對的な要請となるためには、價值法則が止揚され、労働力が價值としてではなく、使用價值（勿論單なる抽象規定としての、又既述の労働力そのものが労働手段とみなされるような場合の謂でもない——筆者）としてのみ充用されると云う社會條件が前提とされねばならない」（風早八十二、日本社會政策史、八五頁）

とはこの商品性の脱落箇所、この「分岐点」を指して言わ
可きであつた。立論の據點をたづねられた教授にとつて當然
にまづ必要とさる可きであつたのは、商品としての労働力の
「特質」ではなくて、資本制における労働力の特質、労働力
が商品化していること、労働力の商品性そのものであつたの
である。此の點の考察を経て始めて右の「特質」は特質たり
得、價值規定たり得、又それ自體の本性からは労働日の何ら
の限界をも生じない所の、商品交換との統一において始めて
右の「特質」は積極的な意味を持ち得るのである。

既述の様にマルクスの「限界」に關する表現は、労働日を
無制限に延長しようとする資本に對して叫ぶ労働者の「權
利」、主張の根據として述べられているのであるが、周知の
ことだが、彼はそれと同時に資本家および資本の權利につい
ても述べている。

「資本家は労働力をその日價値で買つた。一労働日中
の労働力の使用價値は彼に屬する。かくして彼は、労働者
をして一日中自分のために労働させる權利を得た。だが、
一、労働日とは何か。とにかく自然日より短い。どれだけ短
いか。資本家はこの最大限、労働日の必然的限度につき、
彼独自の見解を有する。資本家としては、彼は、人格化さ

れた資本に他ならない。彼の魂は資本の魂である。ところが
資本は、たゞ一つの生活衝動を、すなわち自己を増殖
し、剰余價値を創造し、その不變部分たる諸生産手段をも
つて出来るだけ多量の剰余労働を吸収せんとする衝動を有
する。資本は、生きた労働を吸収することによつて吸血鬼
のように活氣づき、そしてそれを吸収すればするほどますます
存命するところの、死せる労働である。労働者が労働
する時間は、資本家が彼の買つた労働力を消費する時間であ
る。もし労働者が資本家の自由に處分出来る時間を自分
自身のために消費するならば、彼は資本家のものを盗むわ
けである。」（傍点原著者、前掲資本論譯、一七八―九頁）
と。

労働力の消費から出来るだけ多くの剰余價値を得ることこ
そ「總」資本、「個別」資本の別なく、總じて資本の「魂」
であり、そうでないのは資本ではない。労働力の購買者、資
本は、労働力の購買に對して失う價値と労働力使用によつて
得る價値との差に係わる以外は「労働力」に對して無關心で
ある。この事も労働力と云う商品の内奥、その使用價値が専
ら剰余價値を得ることの裡に豫定されている。

既述の労働力の代替性についても、それは労働力が賣買さ
れること、労働市場を持つこと、この商品の使用價値は専ら

剩餘價值を生むことにある事の正しい理解の裡に既に含まれているのである。又岸本氏が蓄積法則より導き出して指摘された教授の理論に於ける矛盾、産業豫備軍の累増、需要に對して勞働力の供給過多、勞働力の對價の價值以下へ引下の傾向と教授の理論との矛盾も、根源に遡れば、教授の理論に於ける勞働力の「商品性」の意味が脱落していることにある。

勞働力の抽象的個別量消費上の制約——勞働力總量消費上の制約

と云う方式は勞働力が商品なる事によつて成立しない。

マルクスの云う様に實は勞働力を購入した者の處分自由の權利と勞働力を販賣した者の勞働日の限界づけの權利とが並び存する。マルクスは勞働日の「限界」をこの様な意味で表現したものであることは既に見て來た通りで、それは脈打つ資本制のさなかで商品交換のうちにとらえられたのであり、抽象化され化石化した「勞働力消費に關する制限」がドン・ジョヴァンニに向う様に勝手に歩き出すとは彼は思わなかつたであろう。既述の様に二者の權利は相對立するものであり一方が他方を包攝するものではないのである（而も勞働力の價值が貫徹しようとする所に社會政策の鍵がひそんでいる）。さればこそマルクスは引續き次の様に述べている。

「資本家が勞働日を出來るだけ延長し、そして可能なら

ば、勞働日を二勞働日たらしめようと試みる場合には、彼は購買者としての彼の權利を主張するのである。他方において、販賣される商品の獨自な本性は、購買者によるその消費の或る限度を含んでいたのであつて、勞働者が勞働日を一定の標準的な大いさに制限しようと欲する場合に、彼は販賣者としての彼の權利を主張するのである。かくして、この場合には、共に等しく商品交換の法則によつて確認された權利對權利と云う、一の二律背反が生ずる。同等な權利と權利との間には、暴力が裁決する。かくて、資本制生産の歴史において、勞働日の標準化は、勞働日の諸限度をめぐる斗争——總資本家すなわち資本家階級と總勞働者すなわち勞働者階級との間の、一つの斗争——として現われる。」（傍点原著者、前掲資本論譯、一八三—四頁）

と。斯く見れば「大河内理論」では社會政策が「社會的側面」と結びつき難い理由も、亦、その理論が端緒に於いて勞働力の商品性を飛び越えていた點にある事が分る。

第三節

以上、勞働力の抽象的個別量に對する充用上の制約——一般量、總量としての勞働力に對する制約と云う方式が成立しない事、それにも拘ずかゝる方式が立てられている根底に

は、労働力の商品性の意味が端緒において理論内容の中に取り入れられなかつたことを見、更に「大河内理論」の諸缺陷がこの點に帰着されることを見て來たのであるが、その結果する理論的矛盾は以上に盡きない。之に加えて、理論上の矛盾は前述の方式を取って資本制と係らしめられようとすることの裡に見出される。

先ず見出されるのは斯かる意味づけが前述の方式と内的な繋りを持たないことである。資本制における特徴的事實より引き出したかに見える、本稿で工場法成立の説明に用いられる「商品労働力消費に関する制限」が、正しい仕方で行き出されたのならば、始原としてそのうちより展開されるべき資本制に於ける意味を含んでゐる筈であるが、そうでないゆえ、意味はうちより展開されずに、別途に考えられ機械的に附加されざるを得なかつたのである。

而も斯かる意味づけ自體のうち、亦、本稿の誤謬、「大河内理論」によつてなされた事實の歪曲および事實の誤つた解釋が明瞭に露呈されている。既述のようにその等式自體が成立せず、これを資本制に適用することは本來不可能であるにも拘らず、それを爲そうとされているのであるから。

本稿の立論の基礎に於ける労働力商品性の脱落が前には「大河内理論」に資本制における諸面に對する説明の困難さと

云う形で結果したのであるが、こゝでは同じ原因が「大河内理論」に資本制に於ける事象の誤つた解釋、従つて亦使用される特殊概念の無根據性、非論理性、と云う形で現れる。然し、こゝでこれらにつき詳述する余裕をもちや持たない。概要を指摘するに止める。

元來、「大河内理論」では「消費制限」の意味づけは「總資本」と云う特別の概念を媒介として行われてゐることは云うまでもない。すなわち無制約的な搾取により、「消費制限」を破ろうとする「個別資本」に對し、そのゆえに「總資本」は資本の前提たる労働力を維持し、以て資本制生産の適當な循環の保證を要請すると云うことである。これが社會政策の資本制的意味、社會政策の「經濟的必然性」の意味、本質となる。このように「大河内理論」は「總資本」、「個別資本」と云う二つの概念を足として立つてゐるのである。

本稿ではこのような「總資本」の、「職工事情」を基とした資料による、實證が試みられている。すなわち、商品労働力の存在が生命磨損的な「原生的労働關係」では平常的には満し得ない状態であつたと斷定する。この斷定を資料による労働力の逃亡、死亡率、職工募集費および争奪費の高騰と結びつけ、積極的に之を云い直して「總資本」の立場、その「要請」を打ち出されてゐるのである。

然し乍ら、この論旨には奇妙な混亂があり、「總資本」の立場（こゝでは國民經濟的立場、その「要請」はパッサイヴな形で云い表されているが、これが後に「總資本」の「要請」として云い直される。つまり「國民經濟的立場」、「私經濟的立場」と「總資本」、「個別資本」との差異は初めにやわらかいクッションとして、より漠然とした形で消極的に云われ、後により明瞭な形で積極的に、能動的に云われると云う同じ事柄の表現の差異に過ぎない）として云われているものは、個別資本の立場（こゝでは私經濟的立場）として云われているものと對立的ではなく、逆に後者を根據としているか、或は資料と結びつかない斷定として終つてゐるかのどちらかである。つまり「總資本」の實證は失敗に終つてゐる。

實は農村を背景とする商品勞働力の相對的過剰が教授のあげる「原生的勞働關係」を支えていたのであり、資料により教授の取り出されたものは勞働力のこの相對的供給過剰による極端な、搾取、價值との乗離（勞働者の積極的反抗が微々たるものであつたとき、「失業」の前に、この様な形をとり得た）が、終に近代機械生産の形態をとる「個別資本」とつては、限界に到達したことを物語つてゐるに過ぎない。「總資本」は「大河内理論」の立論の基礎を意味づける爲の觀念的映像に過ぎない。

人は「總資本」を何故「國家」と更めないかと問う。だがそう書き改められ得ない理由は立論の基礎が既に社會政策の眞の主體を飽くまでも純粹な經濟概念である事と、且つ、資本制の理性の體現者である事とを要請してゐる爲である。

すなわち抽象的な勞働力個別量への考察、その消費に對する規定性が「總資本」に、現實的な勞働力一般量への考察、その消費に對する無規定性が「個別資本」に、結合されるのである。斯くして、抽象的な勞働力個別量に對する規定性が飛躍して社會政策の本質に轉化される。その上「個別資本」的立場自體は「總資本」的立場を推進する發條とされる。驚く可き巧みな論理である。

すなわち總資本とは、勞働力の抽象的な個別量に對する規定を商品勞働力の總量に對し適用するために、前者に於ける個別經營的視點をそのまま比例的に擴大されたものである。勞働力の考察において、その一般量と切り離した、すなわち抽象的な勞働力個別量に對するそれを、商品勞働力そのものと結びつける意味については既に述べて來た所である。だが、亦、資本制經濟の「理性」としての「總資本」とは背理である。マルクスの、「たゞざる過剰人口、すなわち資本の當面の増殖欲に比較しての過剰人口」を背景として

「自己の周囲の労働者世代の苦悩を否認するための充分な理由を有する資本は、人類が将来は頽廢するとか、結局は絶えず人口が減少するとか云う豫想によつては、地球が太陽に衝突するかも知れないと云うことによつてと同じように、その實踐的運動を少しも左右されるものではない。……あとは野となれ山となれ！」

と云う言を俟つまでもなく、資本制經濟はその盲目性、無政府性を以て特徴づけられていることは周知の事柄である。恐慌も、帝國主義戦争もそうでなければ起らないであろう。なぜこのような矛盾に逢着しなければならぬか。そのわけも總資本が個別經營的視點の擴大された投影であることに帰着される。けれどマツクス・ウエーバー流の資本制に於ける「理性」とは個別經營の中に於てのみ、それが（すなわち「個別資本」の利潤追求に即した合理性が）云えるからである。なお本稿の理論體系は

工場立法↑抽象規定（労働力の肉體的限度）on「自然的存在としての労働者」
 解放立法、「産業平和策としての社會政策」↑抽象規定（労働力の道徳的限度）on「社會的存在としての労働者」

と云う形で圖示され得る。前者の意味づけは同時に社會政策の本質論となり、後者のそれは社會政策の形態變化論となる。然し、後者の意味づけは前者に對するような精彩さを缺いている。本稿での論理的矛盾のしわ寄せが、一層強まつているからである。これについても反省すべき多くを持つのであるが、こゝでも論ずる余裕を持たない。たゞ、以下の點を述べるに止める。すなわち、立論の基礎から出て來ない社會政策の社會的側面を、現實との照合に際しては、「社會的存在としての労働者」により處理し、處理し切れぬものを「商品労働力」そのものに吞み込まそうとされているのである。戦後の教授の表現、「戦う労働力」はその典型である。然し、商品労働力は労働者ではなくて労働力である限り、「戦う」ことを吞み得る程の胃袋を持ちあわせない。社會的側面は實は後で詰め込まれるものではなく、立論の端緒に於いて、労働力が商品であることのうちに經濟的側面と切り離すことは出来なかつたのである。

從來、「大河内理論」に對する批判の多くは、教授の表面に表れた矛盾、或は教授の理論からは出て來ない側面に集中された。例えば風早氏は、その爲、「大河内理論」を批判しつつも、氏自身の理論では「總資本」（および「労働力保全策

としての社會政策」に據つた。然し乍ら、「總資本」は、既に完結している「大河内理論」に於てのみ、あてはまる概念なのである。従つて大河内教授の指摘されるように、氏自身の理論に於ても氏が新たに附け加えられた側面は結びつかなかつた。服部教授の場合も、結局、表面に表れた脱路面の指摘に止まつた。「大河内理論」の矛盾のよつて來る基底に對して検討が行われることは極めて少かつた。社會政策理論の行きづまりを打開し、その再建の道をそなえるためには、かゝる検討は必須となるであらう。この小論はそのための試みに過ぎない。

社會政策は如何に把握されなければならないか。小論に於ても消極的な形であるが既にこの點にふれている。その積極的な取り上げは與えられた紙數ではもはや次稿に譲らざるを得ない。この點については、たゞ、諸氏の云われるような、社會政策は「階級闘争」にかゝると云うだけでは、このような大きな概念を特殊理論たる社會政策理論に持ち込むだけでは、問題の所在を示したゞけで、いまだ何もかも語つていないと云うことをあわせ附け加えて筆をおく。

(五三・一〇・二一)